



あなたの愛犬がみんなから好かれるために

～飼主としての義務と心がけ～

○ 犬を放し飼いにしない

犬は係留するか、逃走しない方法（囲い、ゲージなど）で飼うこと。散歩のときも、必ず引き綱をつけましょう。

放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

○ 排泄物の処理は適切に行うこと

散歩中の犬の「フン」は飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。

家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。

○ 登録の義務があります

生後3か月以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射を必ず受けさせましょう。犬の鑑札と

注射済票は必ず首輪に付けましょう。なお、登録した犬が死亡したり、所有者などの変更がある場合は役場に届出をしてください。

○ 人の迷惑にならないように飼いましょう

飼主にとっては愛らしい鳴き声も、他人にとっては騒音となります。「しつけ」と「気配り」を大切に。

○ 犬も家族計画

繁殖を望まない場合には、飼主の責任で繁殖制限をしましょう。不妊・去勢手術は犬に害のあるものではなく、不幸な子犬を作らない最善の方法です。

愛情と責任をもって終生飼いましょう。

○ 無責任にエサだけを与えている方へ

飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

▶松前中学校2年
西山夏水さんの作品



▶北伊予小学校5年
富永沙紀さんの作品



松前町の審査で優秀賞に選ばれ、環境省主催のコンクールに応募した9作品のうち、今月ご紹介するのは2作品です。
富永さんの作品は、小学校高学年の部 佳作の全国表彰を受賞しました。おめでとうございます。

ポスター 優秀賞作品の紹介

ごみ分別Q & A

Q プラスチック類に分別するものは、どのようなものですか？

A プラマーク  が表示されている容器です。

ペットボトルのキャップ（ふた）とラベルや卵パックなど飲食品の包装、レジ袋、シャンプーや洗剤の容器やその詰め替え製品が入っている袋、食品トレイ、弁当容器や調味料、歯磨き粉のチューブなどさまざまな商品を包装しているものや容器によく見られます。

Q プラスチック類の分別に該当しない代表的なものは？

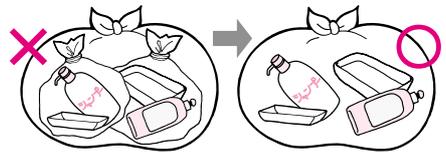
A 使い捨てかみそり、使い捨てライター、注射器は埋立ごみです。また、CDケース、洗面器など硬いプラスチック製品も埋立ごみです。クリーニングの袋、飲料容器に付いているストロー、粉洗剤の計量スプーンは可燃ごみです。例えばケチャップが残っている容器など、プラマークがあっても汚れている容器は可燃ごみになります。

Q プラスチック類の出し方は？

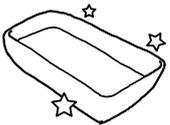
A プラマークがあり、きれいにしたものを一つの袋に入れて出してください。

特にケチャップ、マヨネーズ、プリン、ヨーグルトなどが入っていた容器、歯磨き粉、からし、わさびなどが入っていたチューブなど、これらは拭き取るか、洗剤や水ですすいできれいにしてください。

内袋は使用しないでください。



洗って汚れを落とし乾かして出してください。（汚れの落ちないものは可燃ごみになります）



ごみ減量一口メモ

「一家庭にごみを持ち込まない」
過剰包装を断る、マイバッグ持参でレジ袋を減らすなどして、家庭にごみを持ち込まないように気をつけてみませんか。

ごみ減量対策委員会